

告 発 状

2014年（平成26年）8月28日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市

氏名 森池 豊武

職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県西宮市

氏名

職業 無職

告発人 住所 兵庫県尼崎市

氏名

職業 無職

告発人 住所 兵庫県西宮市

氏名

職業 市議会議員

被告発人 住所 兵庫県川西市

氏名 加茂 忍

職業 兵庫県議会議員

## 第1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

## 第2 告発の事実

- (1) 被告発人は、平成26年3月12日～15日、熊本市、長崎市等を訪問、政務活動費による調査研究を行った実態がないのに、政務活動費の収支を報告する際の領収書等添付欄に、調査研究費として、以下の金額の領収書を添付した。

|          |          |          |       |             |
|----------|----------|----------|-------|-------------|
| H26.3.12 | （宿泊代金）   | 10,890 円 | （宿泊先  | ホテル法華クラブ熊本） |
| H26.3.14 | （宿泊代金）   | 14,500 円 | （宿泊先  | 小松屋渚館【天草】）  |
| H26.3.14 | （宿泊代金）   | 14,400 円 | （宿泊先  | ホテルモントレ長崎）  |
| H26.3.12 | （タクシー代）  | 990 円    | （2 件） |             |
| H26.3.13 | （タクシー代）  | 10,240 円 | （4 件） |             |
| H26.3.14 | （タクシー代）  | 9,750 円  | （3 件） |             |
| H26.3.15 | （タクシー代）  | 1,750 円  | （2 件） |             |
| H26.3.12 | （バス代）    | 670 円    | （2 件） |             |
| H26.3.13 | （JR等代金）  | 2,600 円  | （2 件） |             |
| H26.3.14 | （私鉄乗車券）  | 2,280 円  | （2 件） |             |
| H26.3.12 | （熊本城入園券） | 500 円    |       |             |
| H26.3.13 | （田原坂資料館） | 210 円    |       |             |
| H26.3.15 | （出島入場券）  | 500 円    |       |             |

また、支払証明書に、3月12日～3月15日分として合計2,520円の交通費を調査研究費とする虚偽の記載をして、平成26年4月30日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、合計71,800円の返還を逃れたものである。

被告発人の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①被告発人は、妻と3泊4日の九州旅行を計画し、3月12日に伊丹空港から空路熊本に到着し、バスで市内に移動、熊本市内調査と称し、熊本城他市内観光地をタクシー等で移動、ホテル法華クラブ熊本に宿泊。3月13日は、宇城市内を観光後、田原坂資料館を巡り、天草に移動、海沿いの小松屋渚館に宿泊。3月14日は、島原観光をタクシー、船等を利用し、

天草資料館、天草キリシタン館を観光。島原から長崎に移動、ホテルモントレ長崎に宿泊。3月15日は長崎市内調査と称し、出島、大浦、にぎわい橋等の市内観光後、長崎空港から伊丹空港に到着し、タクシーで帰宅している。

②3月14日の天草キリシタン館では、被告発人らは、400万人目の来館者として、天草市から認定書や記念品として大型客船の乗船券、同館の永久観覧無料券等が贈呈された。被告発人は、夫婦で県内や長崎への3泊4日の旅行の途中で、天草を訪れ、歴史に興味をお持ちとのことで同館に立ち寄られたと紹介されている。その際、職業を「県会議員」ではなく、「不動産業」と偽っていたことも発覚している。

③およそ、政務活動（調査）費による支出をするにあたっては、地方自治法第100条第14項に規定された議員又は会派の調査研究活動による支出でなければならない。そこで、調査研究に資するために必要な経費かどうかの判断をする基準としては、一般に以下の5点があげられる。

ア 調査目的と市政（県政）の関連性

イ 調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無

ウ 調査方法の妥当性

エ 調査活動と支出経費の妥当性

オ 調査結果の保存の有無等

を総合的に考慮して判断すべきであると解されている。

④H19.12.19仙台高裁判決では、視察に当たっては、

ア 視察が客観的に調査研究の実質を有すること

イ 出張に先立って調査項目等を準備すること

ウ 視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存すること

エ 視察中にどのような事項について聴き取りをし、聴取対象者からどのような情報を得たのかを明らかにすることが重要であるとされている。

⑤被告発人は、マスコミの取材に「魅力を発信する九州各地の取り組みを参考にするのが目的で観光ではない」と弁明しているが、上記の判断基準、判例等に照らして、政務活動（調査）の実質を有していると言えないことは明らかである。また、調査研究の報告書も一切存在せず、議会におけるその後の発言等でも、当該調査研究に触れたものは皆無であることから、被告発人の一連の行動は、政務活動ではなくたんなる観光であると断定せざるを得ない。

⑥3月12日～15日に係る領収書等は、全て被告発人一人で行動していたとの体裁を取っている。例えば、H26.3.14のホテルモントレ長崎の領収書

では、加茂忍様 ¥14,400－ 但し ご宿泊代金（1名様）としてと記載されている。H26.3.14日の島原鉄道株式会社の領収書では、加茂忍様 ¥440 但し乗船代として No8661 内訳（乗船月日 26年3月14日 乗船区間 鬼池一口之津 運賃 440円×1名）と記載されている。また、各施設の入場等も1名分が添付されている。さらに、政務活動費を支出した調査活動であるにもかかわらず、伊丹―熊本、長崎―伊丹間の航空券の領収書は添付されていない。これは、航空チケットを2名分購入した場合、搭乗者の氏名・性別・年齢等が記載され、2名分であることが判明するため、故意に政務活動費収支報告書には添付しなかったと考えられる。つまり、兵庫県議会に対しては、あくまでも一人で行った調査活動であると欺き、実際は妻との観光旅行であることを隠ぺいしたものである。したがって、「心臓を患っているので妻を同行させた」との言い訳は後付けのものであり、信用性はない。

従って、被告発人の上記の所為は、計画的かつ悪質であり、観光旅行を政務活動と偽ったものである。虚偽公文書作成罪、同行使罪及び刑法246条第2項（詐欺罪）に該当すると思慮される。捜査当局に置かれては、被告発人の一連の所為に係る実態を解明され、厳重に処罰されることを望みます。

- (2) 被告発人は、2012年（H24年）6月20日から23日にかけて、政務調査費による調査研究の実態がないにも関わらず、インドネシア インフラ整備状況及び文化遺産保存のとりくみ調査との虚偽の記載を行った。また、6月23日には、絵画店で¥16,000円の絵の領収書を添付し、インドネシア 文化遺産保存の取り組み調査と虚偽の記載をして、平成25年4月19日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、171,450円の返還を逃れたものである。

被告発人の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は以下の通りである。

①旅行代金として株式会社JTB関西発行の領収書を添付しているが、記載内容は、（加茂 忍様 下記の金額正に領収いたしました ¥155,450円 但し 6月20日 インドネシア方面ご旅行代金として ）というものである。

②平成24年度政務調査費に係る収支報告書の3ページに（主たる支出の内訳）が記載されている。

1. 調査研究費の項目では ①県外調査費として

・交通状況調査（調査期日）平成24年5月4日～6日（調査箇所）愛媛県松山市

・再生可能エネルギー調査費（調査期日）平成24年8月6日～7日（調査箇所）北海道苫小牧市ほかの記載しかなく、金額的にも大きいインドネシア視察は記載されていない。

③そもそも、海外視察（調査）は、視察項目の選定、視察先の決定、聴取対象者との交渉等、事前準備も大変である。場合によっては通訳等の手配もしなければならない。しかし、JTB関西の領収書には「6月20日 インドネシア方面ご旅行代金」としか記載されていない。このことは、被告発人が企画立案した「インドネシア インフラ整備状況及び文化遺産保存のとりくみ調査」ではなく、6月20日出発のバリ4日間等の観光ツアーパックである可能性が大である。観光ツアーは、旅行会社のスケジュールで行動しなければならないことから、独自の調査研究は行えないため、海外調査を観光ツアーパック等で行うことは考えられない。

④24年度政務調査費収支報告書62ページに添付されている領収書はRKADIという絵画店で2012年6月23日に内訳burung(インドネシア語で鳥を意味する)¥16,000円と記載されていることから、鳥の絵の領収書であることが分かる。絵画を購入することが備考欄に記載されているように「インドネシア 文化遺産保存の取り組み調査」に当たるとは考えられない。

⑤兵庫県が作成し、議員に配布している「政務活動費の手引き」24ページに政務活動費の支出が適しない経費としての例：絵画、安楽椅子、ステレオ等が記載され、20ページにも政務活動に直接必要ないものには充当することはできません。（例：絵画、冷蔵庫、エアコン、豪華な応接等）と記載されていることから、被告発人が政務調査費で絵画を購入することができないこと知っていた。

⑥それにもかかわらず、充当できない絵画の領収書を添付し、わざわざ「インドネシア 文化遺産保存の取り組み調査」と但し書きを記載しているのは、記載内容がインドネシア語であることから、兵庫県議会事務局では領収書の内容を判断できないと考え、相手を欺罔し、政務調査費の支出を認めさせたものと考えられる。

⑦被告発人が「外国語であったため間違っ添付した」との弁明は、領収書添付欄に調査研究費であるとマル印を入れ、備考欄に「インドネシア文化遺産保存の取り組み調査」と但し書きをしていることから、間違っ添付したものではないことは明らかである。また、24年度政務調査費収支報告書は、25年4月19日という日付が記載され、署名捺印されてい

ることから、正規の公文書として確定したものである。さらに、提出までに何度も検証する機会があることから、「間違っていた」、「これについては県民に理解されない支出だった」として返還すれば済む問題でないことは明らかである。

以上の被告発人の所為は計画的かつ悪質であり、観光旅行を政務活動と偽ったものであり、政務調査費で購入できない絵画であることを隠し兵庫県議会事務局職員を欺罔したものである。被告発人のかかる所為は虚偽公文書作成罪、同行使罪及び刑法 246 条第 2 項（詐欺罪）に該当するものと思慮される。捜査当局に置かれては、被告発人の一連の所為に係る実態を解明され、厳重に処罰されることを望みます。